

## 内山霊園統一聖域内の碑石等施設基準

## 1. 方針

岡谷市霊園条例及び同条例施行規則に基づくものとする。

## 2. 碑石等施設基準についての条例、規則等の取り扱い

## (1) 岡谷市霊園条例（第 9 条第 2 項）

聖地内施設は、別に定める基準によらなければならない。

## (2) 岡谷市霊園条例施行規則（第 2 条）

統一聖域内聖地に設置できる施設基準は、別表第 1 に定めるものでなければならない。

## 別表第 1

## 施設基準

(単位：センチメートル)

施 設		基 準
碑 石	墓石本体	別図：墓石標準設計書のとおり。
	香 炉	高さ 30 幅 36 奥行 18 以内のもの。
	花 立	高さ 25 幅 15 奥行 15 以内のもの。
	墓 誌	別図：墓誌標準設計書のとおり。
塔 婆 立		別図：塔婆立標準設計書のとおり。
灯 籠		地表から 60 以内のもので、1 対以内。
物 置 石		地表から 30 以内のもの。
踏 石		横幅 72 以内で奥行きは階段から碑石の前までのもの。
骨 堂		区画の範囲内で地下に埋蔵し地表にでないもの
植 栽		高さ 70 以下のツツジ類、ドウダン、八手、玉イブキ、芝ツゲ、芝等で霊園の風致、維持管理を害さないもの。
そ の 他		区画内の地表は、土、碎石、玉砂利、芝等で霊園の風致、維持管理を害さないもの。区画内の碑石の設置位置は、別図のとおり。

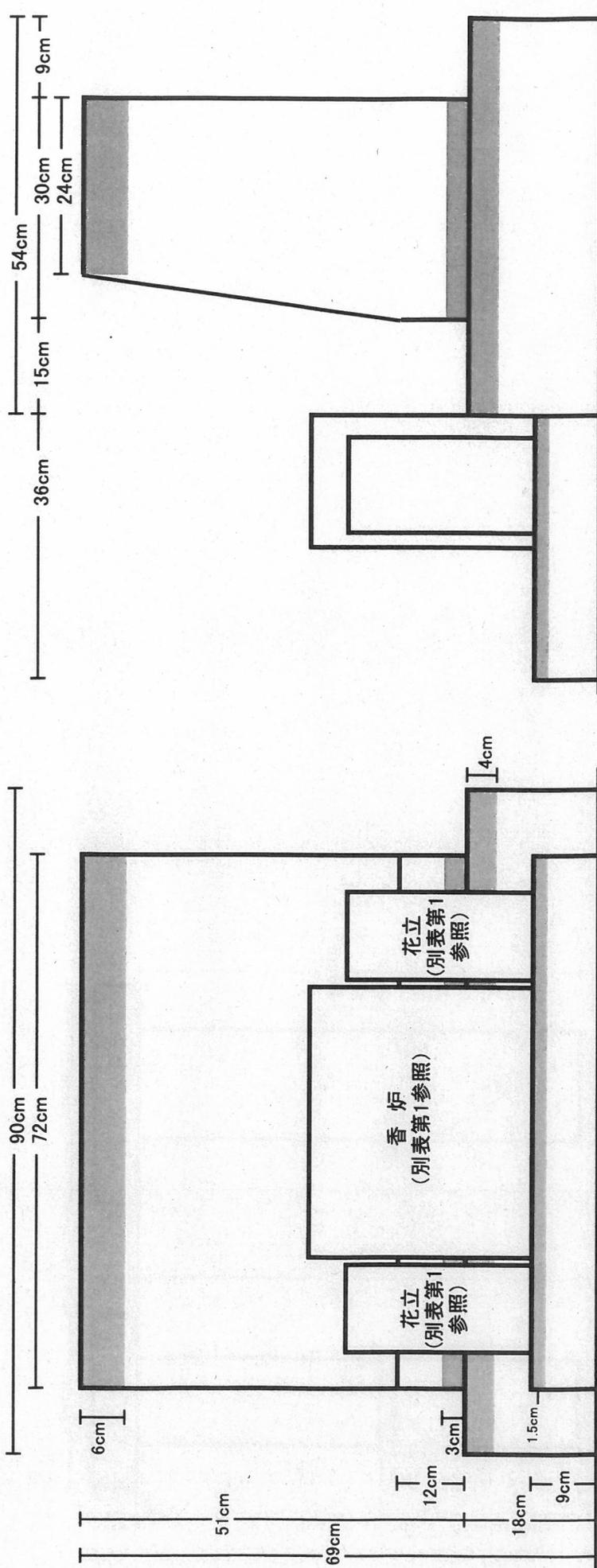
## ※備考

- ・芝生聖地には表中の「碑石」及び「骨堂」以外の施設を建設する事はできない。
- ・碑石（墓石、墓誌）、塔婆立の基準の増減は 1 センチメートル以内とする。
- ・各施設については華美になりすぎないようにする。

# 内山霊園墓石標準設計書

前

横

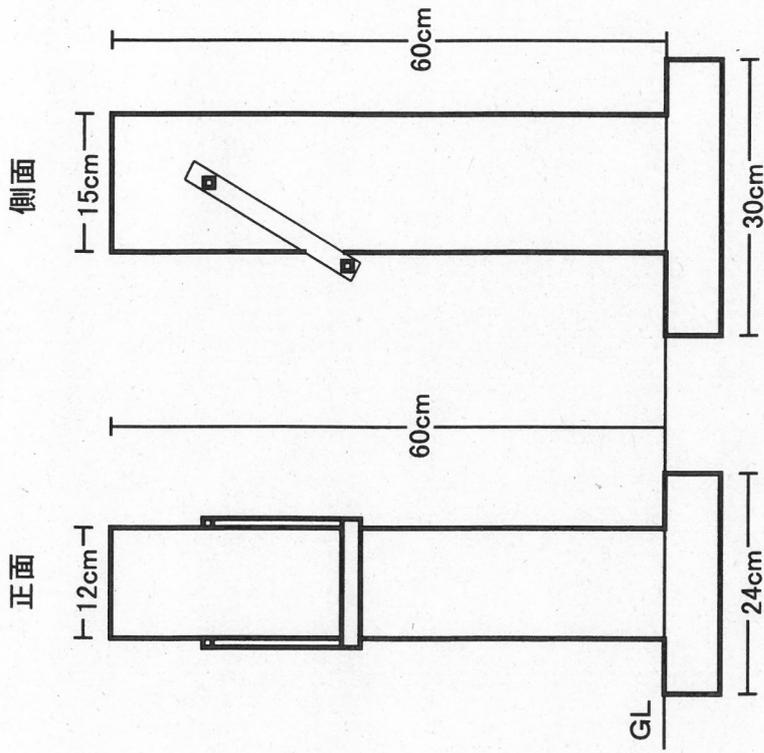


※ の部分は、全体の高さ基準を厳守のうえ、必要に応じ形状の加工を行うことが出来る。

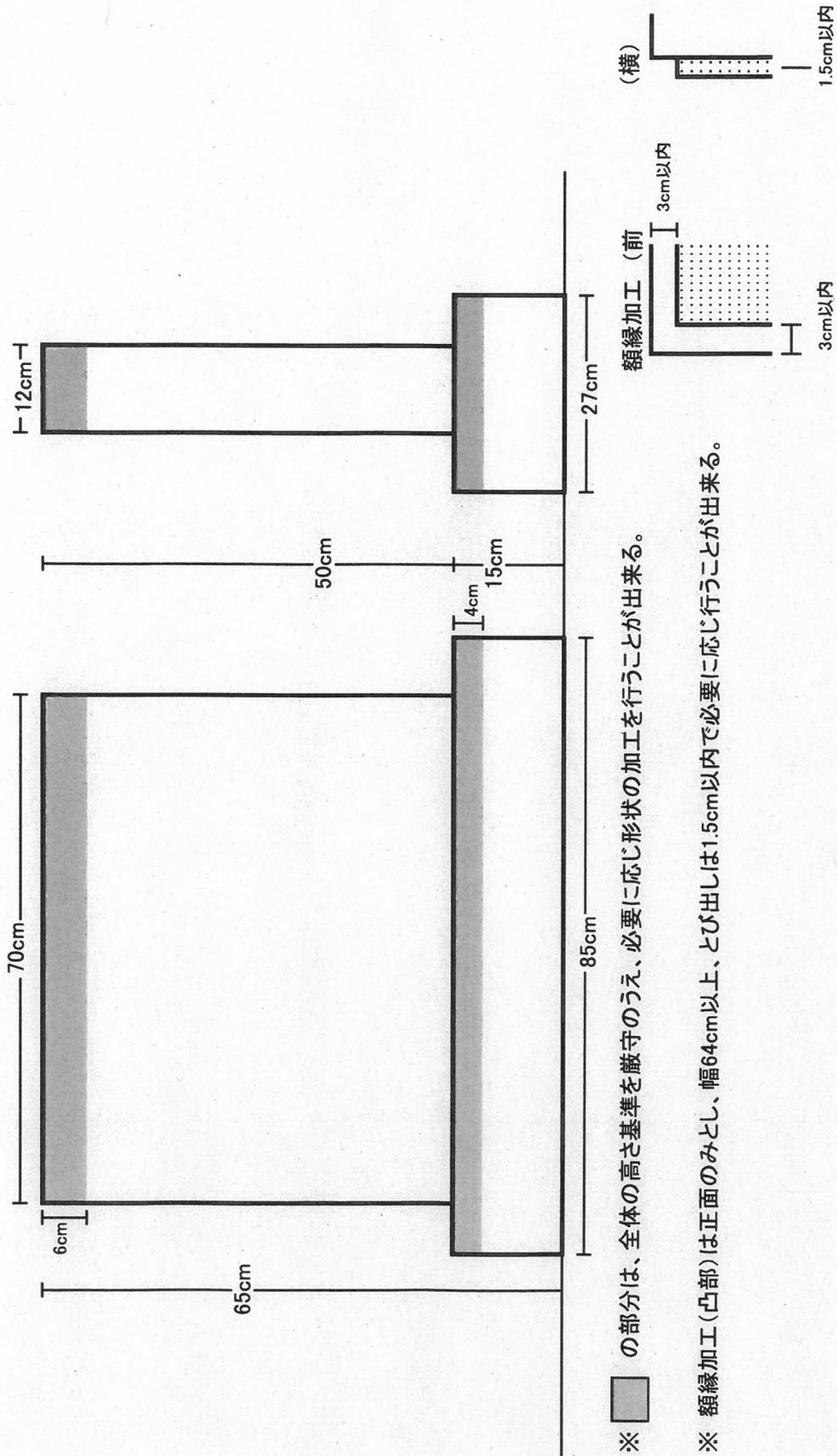
※ 額縁加工(凸部)は正面のみとし、幅66cm以上、とび出しは1.5cm以内で必要に応じ行うことが出来る。

# 内山靈園 塔婆立標準設計書

塔婆



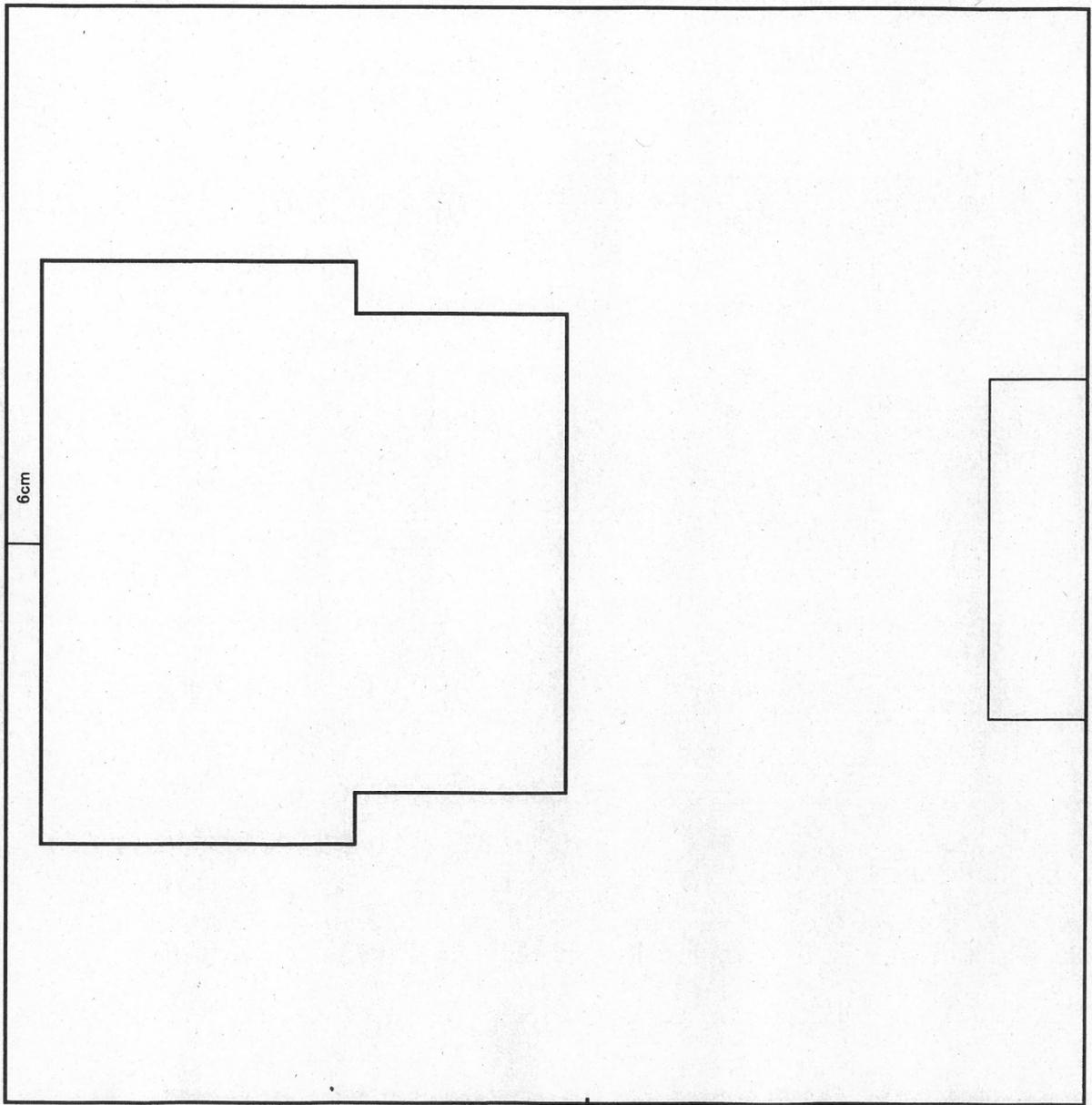
# 内山霊園墓誌標準設計書



※  の部分は、全体の高さ基準を厳守のうえ、必要に応じ形状の加工を行うことができる。

※ 額縁加工(凸部)は正面のみとし、幅64cm以上、とび出しは1.5cm以内で必要に応じ行うことができる。

内山靈園碑石標準位置図



# 注 意 事 項

## ■ 1 営業時間

午前8時30分から午後5時まで

上記営業時間内に片付け等を完了し、退出してください。

## ■ 2 営業できない日

(1) 日曜日及び祝日

(2) 彼岸の入りから春分・秋分の日の翌日までの5日間

(3) お盆の8月12日から16日までの5日間

(4) 12月29日から翌年1月3日までの6日間

※ただし納骨補助は(4)の期間以外は行えるものとする。

## ■ 3 工事着工(完了)届書について

「着工届」はなるべく早めに岡谷市市民環境部市民生活課(安全・衛生担当)へ提出し、事前に承認を受けた上で管理人に提示して認印を受け、工事に着手してください。なお、字彫り作業、納骨補助の場合は、「着工届」を直接管理人に提示して下さい。

工事完了後は管理人立ち会いによる寸法等の確認を受け、「完了届」として市民生活課(安全・衛生担当)へ提出してください。

## ■ 4 施工について

(1) 運搬機(キャタピラ)、ミニバックホーの使用を認めます。使用にあたっては、板や古畳、土のう等を用いるなど、付近の聖地をはじめ舗装面や芝生等の園内施設を損傷したり、碎石を掘り下げたりしないよう、十分な保護処置を行ってください。

万一、施設等を損傷した場合は、直ちにこれを復旧してください。

(2) き号聖地横の通路への自動車の乗り入れは、禁止します。また、さ号聖地内の通路については、軽自動車での荷物等の積み降ろしのみとします。

その他の園内通路に駐車して作業を行う場合は、墓参者に配慮するとともに業者間においては互譲の精神で対応してください。

## ■ 5 その他

霊園内で、墓参者に対して石碑等の建立の勧誘を行わないでください。

様式第6号(第8条関係)

岡谷市霊園内工事着手(完了)届出書

年 月 日

岡谷市長 殿

霊園内で工事をしたいので、次のとおり届け出ます。

住 所  
使用者  
氏 名

許可番号	岡谷市霊指令 聖地 個別 第 号 共同	工事期間	月 日から 月 日まで
------	------------------------------	------	-------------

第 号聖域	第 号聖地	個別埋蔵場所・共同埋蔵場所
-------	-------	---------------

工 事 の 内 容	
-----------	--

工事の請負者		工事業者番号	
--------	--	--------	--

添付書類 ・ 設計書 ・ 使用許可証の写し

上記の記入は、市が発行した使用許可証をよく見て記入してください。

	管理人	主 務	主 幹	統括主幹	課 長
承認					

上記の工事が完了したので、届け出ます。

完了の日 年 月 日

使用者又は  
工事業者

	管理人	主 務	主 幹	統括主幹	課 長
承認					

台帳記入	
------	--